

八重山郡スポーツ協会表彰規程

令和7年4月1日：改正

(趣旨)

第1条 この規程は、八重山郡スポーツの発展に貢献し、その功績が顕著で他の模範として、
推奨に値する者の表彰について必要な事項を定める。

(表彰対象期間)

第2条 表彰の対象期間は、該当する年の1月1日から12月31日までとする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、八重山郡を代表した団体、または個人。本協会の加盟団体及び当協
会から推薦された者とする。但し、県スポーツ協会に加盟している団体の競技種目
であること。

(1) スポーツ功労賞

永年にわたり本郡の体育・スポーツ振興に尽力され顕著な功績があった満40歳以上
で、下記の事項に該当する者。

- ①本協会の会長・副会長・理事長として6年以上勤続した者。
- ②本協会の役員として10年以上勤続した者。
- ③加盟団体の会長・副会長・理事長として6年以上勤続した者。
- ④加盟団体の役員として10年以上勤続した者。但し、女性役員については6年以
上勤続した者。

(2) 感謝状

本郡の体育・スポーツ振興のため、助成事業等で顕著な実績のあった者及び団体。

(3) 特別賞

- ・オリンピック・パラリンピックまたは世界選手権大会等に日本代表として参加した者。
- ・その他

(4) 県民スポーツ大会監督賞

・県民スポーツ大会において、優秀な成績を収めた監督。

(5) 最優秀選手賞

・優秀競技者として推薦され、最も顕著な活躍が認められた、チームまたは個人で表彰委員会で決定された者。

(6) 優秀競技者賞

①沖縄県民スポーツ大会で優勝したチームまたは個人。

②沖縄県記録を樹立したチームまたは個人。

③県スポーツ協会の加盟団体が主催する大会で優勝したチームまたは個人。

④九州地区大会に出場し、3位以内に入賞したチームまたは個人。

⑤全国大会に県代表として出場し、6位以内に入賞したチームまたは個人。

⑥国民スポーツ大会に県代表として出場した者。

⑦沖縄県選抜選手として九州大会3位、全国大会6位以内に入賞した者。

(7) 優秀指導者賞（指導歴、1年未満は除く。）

県大会優勝・九州大会3位以内・全国大会6位以内に入賞した団体、または個人を指導した者。

(8) 優良スポーツ団体賞

永年にわたり継続して活動し、八重山郡のスポーツの発展に貢献した功績が顕著な団体。

(表彰者)

第4条 表彰は、八重山郡スポーツ協会長が表彰状を授与する。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、毎年1月の八重山郡スポーツ協会賞授与式の場で行う。

(推薦書の提出)

第6条 加盟団体は、第3条の各項に該当し表彰に値すると思われるチームまたは個人の資料を指定期日までに、当協会事務局へ提出する。

(表彰委員会)

第7条 被表彰者の決定は、表彰委員会で行う。表彰委員は、八重山郡スポーツ協会会长、副会長、理事長、加盟団体長代表3名で構成する。
加盟団体長3名については、輪番制とし、会長が委嘱する。

(選考基準)

第8条

- ①スポーツ功労賞の受賞は1回限りとする。
- ②陸上競技のリレー種目や他競技のダブルス種目等は個人競技とみなす。
- ③最優秀競技者賞、チームまたは個人の中から原則として一つとする。

付 則

1. この規程は、平成12年5月11日全面改正。
2. 従来の八重山郡体育協会表彰規程（平成10年4月1日制定）および八重山郡体育協会長賞規程（昭和56年4月1日制定）は廃止する。
3. 平成12年12月9日一部改正。
4. 平成18年12月6日一部改正。
5. 平成27年6月25日一部改正。
6. 平成30年12月22日一部改正。
7. 令和2年4月1日、名称及び一部改正。
8. 令和3年4月1日一部改正。
9. 令和7年4月1日一部改正。